

# 『 区自治会・安否確認マニュアル 』

富士が丘連合自治会（富士が丘防災部会）

このマニュアルは、災害時避難の区・自治会避難所（旧 一時避難所、以下 集合場所）での安否確認の手順を想定している。また、区・自治会には自主防災会が結成されていることを前提としている。（**感染症の流行時は、3密を避けて手洗い・消毒・マスク着用等を徹底する**）

1. 班長（防災委員）は、避難指示などが発令された場合、自身や家族の安全の確保を行った後、なるべく早く集合場所に集合し、協力して防災倉庫に保管してある備品などを取り出して、以下の準備を行う。（**人手が多く必要なので、前年度班長や廻りの人に応援を要請する**）
  - ・机とパイプ椅子を所定の位置に設置し、安否確認用紙、筆記具などを並べる
  - ・臨時の掲示板を準備し、必要事項を記載する
  - ・必要に応じて、ブルーシート、仮設トイレの設置及びテントを張る
  - ・夜間の場合、発電機などを使用してライトアップを行う（冬場は焚き火も検討する）
  - ・2～3人のチームで、住民に無事カードの掲出と安否確認のために集合場所に集まるように大声（拡声器使用）でアナウンスして廻る
2. 住民が避難して来たら、班長（防災委員）は協力して以下のことを行う。
  - ・世帯の代表者に「**安否確認用紙**」を1枚ずつ渡し、必要事項を記入して頂く
  - ・記入済みの安否確認用紙は、ブロック別・班別に仕分ける
  - ・安否確認用紙を記入した住民を待機場所に誘導する（可能ならブロック別・班別に）
3. 班長は、住民の避難が一段落したら、自分の班の各戸を廻り、以下のことを行う。この時、自班の「回覧名簿」等に状況を記録する。
  - ・無事カードを掲出している居宅については、**カードの伝言欄を確認する**
  - ・無事カードを掲出していない居宅については、**被災されている可能性が高いので、状況を確認する**。この際、救出などの対応が必要と判断したときは、声掛けを行った後で、一度集合場所に戻り、廻りの方の応援を得て、必要な救出機材を持ち救出に向かう（決して一人では行わず、複数人で行うこと）  
**但し、集合場所に避難していない居宅を対象とする**
4. 集合場所に遅れて避難してきた住民への対応は、以下のように行う。
  - ・安否確認用紙に記入してもらい、待機場所へ誘導する
  - ・安否確認用紙は、集計に反映する
5. 班長は、各戸の安否確認が終了したら集計を行い、結果を自主防災会長に報告する。
6. 自主防災会長は、ブロック別班別の状況を記録シートに記入し、全体の状況を把握する。
7. 自主防災会長は、待機している住民に状況を説明し、今後の行動の指示などを行う。また、各世帯の避難先や自宅で生活できるが配給等が必要な世帯の把握も行う。なお、可能な限り集団での移動を心掛ける。

自宅で生活ができる方

自宅へ（在宅避難）

自宅が被災し、自宅で生活が困難な方

被災地外の親戚や知人宅へ（縁故避難）

自宅が被災し、自宅で生活が困難な方

市指定避難所へ

★高齢者・障害者は、ひとまず市指定避難所に行き、その後福祉避難所へ向かいます

★ペットはひとまず自宅に留め置き、避難所の状況が落ち着いたら同行避難しましょう

以上